

志布志市公用車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志布志市広告掲載要綱（平成19年志布志市告示第13号。以下「要綱」という。）第4条から第6条まで及び第13条の規定に基づき、市の公用車の広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載を行う公用車は、次に掲げる車両以外のものとする。

- (1) 市が他から借り受け、又は他に貸し付けている車両
- (2) 消防車その他用途が限定されている車両
- (3) 道路パトロール車その他特殊な塗装がされている車両
- (4) 徴収専用車その他広告掲載により業務の遂行に支障が生じる車両

(広告の規格)

第3条 広告の大きさは、縦42センチメートル、横78センチメートル以内とする。

2 広告には、上部又は下部に縦6センチメートル、横35センチメートル以上の大きさで、「志布志市有料広告」と表示しなければならない。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、公用車の車体の両側面若しくは後面又はその双方とする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム、マグネットシート等の貼付によることとし、公用車の車体に直接塗装する方法によることはできない。

2 前項の粘着フィルム、マグネットシート等は、広告の掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去時における車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を単位とし、1会計年度を超えない範囲内とする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、車両管理者（志布志市公用車管理規則（平成18年志布志市規則第10号）第3条第1項に規定する車両管理者をいう。以下同じ。）が市の広報紙又はホームページに掲載する方法により行うものとする。

(広告の選定方法)

第8条 要綱第8条第2項の規定により決定された広告の数が、広告を掲載でき

る公用車の台数を超える場合にあっては、くじにより公用車に掲載する広告を決定するものとする。

(広告掲載料金)

第9条 広告掲載料金は、1面当たり月額1,650円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額150円)とする。

(広告の掲載等)

第10条 広告主は、車両管理者が指定する日(広告が鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号)の適用を受ける場合は、広告主が自動車広告物の表示の許可を受けた日以後の日とする。)に公用車に広告を掲載しなければならない。

2 車体への掲載に要する費用は、広告主が負担するものとする。

3 車体の損傷(経年劣化によるものを除く。)により広告が損傷した場合は、市の負担により原状に復する。

(広告の撤去等)

第11条 広告の掲載期間が終了した場合又は広告掲載の決定が取り消された場合は、広告主が車体から広告を撤去するものとする。

2 前項の規定による撤去に要する費用については、広告主が負担するものとする。

3 広告の撤去作業により車体の塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、市の公用車の広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、財務課長が定める。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。